

少子化対策プラスワン

— 少子化対策の一層の充実に関する提案 —

平成14年9月20日

本年5月の総理指示を受け、厚生労働省として、これまでの少子化対策のどこが不十分なのか、また、更に対応すべきは何なのかを改めて点検し、厚生労働省の枠を超えた幅広い分野について検討した結果は、以下のとおりである。

【基本的考え方】

- 政府においては、これまでに、「少子化対策推進基本方針」（平成11年12月）、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（平成11年12月、いわゆる「新エンゼルプラン」）、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月閣議決定）に基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、子育ての負担を軽減し、子どもを産みたい人が産めるようにするための環境整備に力点を置いて、少子化対策を実施してきたところである。
- 一方、本年1月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進展すると予測される。
- 急速な少子化の進行は、今後、社会保障をはじめとして、我が国の社会経済全体にこれまで予測した以上に急速な構造的変化をもたらしていくことが予想され、こうした中で、少子化の流れを変えるためには、従来の取組に加え、もう一段の少子化対策（「少子化対策プラスワン」）を講じていく必要がある。
- 具体的には、これまでの取組は、子育てと仕事の両立支援の観点から、特に保育に関する施策を中心としたものであったが、子育てをする家庭の視点から見た場合、より全体として均衡のとれた取組を着実に進めていくことが必要であり、さらに、
 - 男性を含めた働き方の見直し
 - 地域における子育て支援
 - 社会保障における次世代支援
 - 子どもの社会性の向上や自立の促進

という4つの柱に沿って、社会全体が一体となって総合的な取組を進めることとし、国、地方公共団体、企業等の様々な主体が計画的に積極的な取組を進めていくことが求められている。

- このような取組を進めることにより、「子どもがいきいきと育つ社会」「国民それぞれが多様な生き方を選択できる社会」の実現が図られることが期待できる。

(注) 以下に示す施策の中には、平成15年度予算の概算要求を行っている段階のものもあり、今後、予算編成過程において検討されることとなる。

【今後の主な取組】

すべての働きながら子どもを育てている人のために

1 男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現

少子化の背景にある「家庭よりも仕事を優先する」というこれまでの働き方を見直し、男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにする。

- ① 家庭の子育て努力を支援するため、次の事項についての経営者や職場の一層の意識改革を推進する。
 - ・ 出産後も育児をしながら働き続けられるような職場づくり
 - ・ 子育て期間における残業時間の縮減（例えば1日当たり1時間以内を目指すなど）
 - ・ 長期休暇の取得の推進
 - ・ 子育てしている人への企業内の協力体制の整備
 - ・ 妊娠・出産や育児休業取得を理由とする不利益取扱いや嫌がらせの防止
- ② 子どもが産まれたら父親誰もが最低5日間の休暇を取得することを促進する。
- ③ 短時間勤務や隔日勤務など、働き方の選択肢を広げるため、「多様就業型ワークシェアリング」に社会全体で取り組む。
具体的には、
 - ・ 子育て等で退職後、短時間勤務の社員として再び働き始めても、働き方に見合った均衡な処遇を受け、再び活躍できる
 - ・ 子育て期に短時間勤務で働き、育児が一段落した後、フルタイム勤務に戻ることができる

など多様な働き方を支援するため、パートタイム労働者のフルタイム労働者との均衡処遇のあり方及びその推進方策について検討し、企業の短時間正社員制度の普及を推進する。

また、パートタイム労働者の社会保険適用について検討する。

(→平成16年の次期年金制度改正で検討)

- ④ ITを活用したテレワークを推進するための講習や環境整備等を実施する。

2 仕事と子育ての両立の推進

子育てと仕事の両立支援をより一層推進するため、男女の育児休業の取得促進のための目標値設定等を行う。

- ① 育児休業取得率等の目標値を次のとおり設定する。

男性の育児休業取得率	10%
女性の育児休業取得率	80%
子どもの看護のための休暇制度の普及率	25%
小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率	25%

- ② ①の目標達成に向けた促進策を実施する。

- ・ 経済産業省等事業所管省庁と厚生労働省の共催による両立支援推進会議を開催し、関係省庁が一体となって産業界に対して要請。
- ・ 男性を含めて育児休業の取得促進に積極的な企業に対する育児休業取得促進奨励金（仮称）の創設
- ・ 育児休業を取得しやすい環境づくりのための広報・啓発
- ・ 企業の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す指標の作成、指標を活用した家庭にやさしい企業（ファミリー・フレンドリー企業）の普及促進、特に優良な企業の取組の公表・表彰
- ・ 両立支援と企業業績との関係に関する実証的研究、ビジネスモデルの開発の推進

3 保育サービス等の充実

「待機児童ゼロ作戦」を推進することに加え、パートタイム労働者の増加など働き方の多様化に対応した保育サービスを充実する。

- ① 平成16年度までの待機児童ゼロ作戦を一層推進するため、特に大都市周辺部において、公設民営の推進、分園や設置主体の規制緩和等による保育所の整備等により、保育所等の受入れ児童数を増やす。
- ② パートタイム労働者の増大等に対応して、多様なニーズに合わせた保育サービスを提供する。
 - ・ パートタイム労働者等のための特定保育事業（週2～3日程度、あるいは午前か午後のみ保育サービスの利用）の創設
 - ・ 保育ママ（保育者の自宅で少人数の保育を行う家庭的保育事業）について、利用者の必要に応じた、利用日数・時間の弾力化
 - ・ 複数企業間の共同設置を含め、事業所内託児施設の設置の推進
 - ・ 幼稚園における「預かり保育」の推進
- ③ 放課後児童クラブを増やし、サービスを充実するとともに、障害児の受入れ等を推進する。
また、幼稚園において放課後児童等を受け入れる異年齢交流を実施する。
- ④ 多様な教育・保育ニーズに応える観点から、幼稚園と保育所の連携や就学前教育と小学校の連携を推進する。

子育てしているすべての家庭のために

1 地域の様々な子育て支援サービスの推進とネットワークづくりの導入

専業主婦家庭やひとり親家庭を含めたすべての子育て家庭のために、地域の子育て情報の発信などネットワーク化を推進するとともに、多様な子育て支援サービスを充実する。

- ① 地域における様々な子育て支援サービスを推進する。
 - ・ 保育所など身近な場での一時預かりサービス
 - ・ 子育て中の親が集まって相談や情報交換ができる「つどいの場」づくり
 - ・ 地域の高齢者やNPOによる多様な子育て支援サービスの充実
 - ・ 幼稚園における園庭・園舎の開放、子育て相談、未就園児の親子登園等の推進
 - ・ 子育て交流、世代間交流の場として余裕教室等の活用を推進
- ② 地域における子育て支援のネットワークづくりを導入する。
 - ・ 子育て経験のある方等を子育て相談や子育てサークルの支援を行う「子育てサポーター」として活用
 - ・ 子育て支援サービス情報を提供する子育てマップの作成・配布 など
 - ・ 地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援相談員」による子育て支援情報の発信
 - ・ 子どもと子育て支援サービスを結びつける「子育て支援委員会」の小学校区単位での設置